

国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しの添付をお願いします。

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

令和 年 月 日

航空自衛隊輪島分屯基地司令 殿

申請者
氏 名 申請者は小型無人機等の飛行を行おうとする者

小型無人機等の飛行を行う日時	令和7年10月1日から同年10月10日までの間 08時00分から17時00分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的	工事に伴う測量	
小型無人機等の飛行に係る区域	石川県輪島市河井町（飛行に係る住所を記載してください） 細部は別紙参照	
公務操縦者	氏 名 生 年 月 日 住 所 電 話 番 号	（公務操縦者氏名） 平成〇〇年〇月〇日 〒 - （郵便番号と住所） （飛行当日に連絡の取ることができる電話番号）
公務操縦者の勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号	（名称） 〒 - （郵便番号と住所） （勤務先電話番号）
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 事務所の所在地 担当者の氏名 電 話 番 号	（名称） 〒 - （郵便番号と住所） （担当者電話番号）
船 舶	名 称 船 舶 番 号 等 船 籍 港 総 ト ン 数 連 絡 手 段	

機器の種類	例：小型無人機（回転翼航空機）、特定航空用機器（パラグライダー）		
機器の特徴			
製造者	（製造会社）	名 称	（メーカー名称）
製造番号	（機体に記された番号）	登録記号	（航空法による登録記号）
色	黒	大きさ	810×670×430（mm）（プロペラ含む。）
積載物	カメラ等積載物があれば記載（例：カメラ、測量用レーザーセンサー）		
その他の特徴	フライトコントローラーSN： ※フライトコントローラーSNの確認方法 機種により異なりますが、操縦装置の「設定」から確認できる場合が多いです。：		
外観	外観図として添付するもの 1 飛行させる機体の外観（機体全体が撮影されているもの） 2 製造番号が表示された部分 3 登録記号が表示された部分		
備考			

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得たものに行うことができることに留意すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 4 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれかに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第131条の7第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

『「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に定められた飛行禁止区域』と「小型無人機等を飛行させようとする区域」の関係がわかるようにしてください。地図は、防衛省の該当ページ又はDIPS2.0の地図を使用すると、わかりやすくなります。

別紙

小型無人機等の飛行に係る区域

